

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月2日

佐賀県公安委員会委員長 溝 上 泰 弘

佐賀県公安委員会規則第1号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（安全運転管理者等の選任等の届出）</p> <p>第11条の2 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任又は解任の届出は、安全運転管理者に関する届出書（様式第4号の2）又は副安全運転管理者に関する届出書（様式第4号の3）<u>2通</u>を公安委員会に提出して行うものとする。</p> <p>2 規則第9条の13第1項後段の規定により前項の届出書に添付しなければならない書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 安全運転管理者等の戸籍抄本又は住民票の写し <u>1通</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 運転管理に関する経歴書（様式第4号の4）又は運転経歴書（様式第4号の5） <u>1通</u></p> <p>(4) 自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号の規定により発行される運転記録証 <u>1通</u></p> <p>3 略</p>	<p>（安全運転管理者等の選任等の届出）</p> <p>第11条の2 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を<u>選任し、又は解任したときは</u>、安全運転管理者に関する届出書（様式第4号の2）又は副安全運転管理者に関する届出書（様式第4号の3）を自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署を經由して、公安委員会に提出するものとする。</p> <p>2 規則第9条の13第1項後段の規定により前項の届出書に添付しなければならない書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 安全運転管理者等の戸籍抄本若しくは住民票の写し又はこれらに準じるものとして公安委員会が定める書類</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 運転管理に関する経歴書（様式第4号の4）又は運転経歴書（様式第4号の5）</p> <p>(4) 自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号の規定により発行される運転記録証</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>第1項の届出書の記載事項に変更が生じたときは、同項の届出書により自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署を經由して、公安委員会に届け出るものとする。</u></p>

改正前	改正後
<p>(安全運転管理者等の証の交付)</p> <p>第11条の3 公安委員会は、前条第1項の安全運転管理者等に関する届出書の提出があった場合において、その届出に係る者が規則第9条の9に規定する要件を備えていると認めるときは、安全運転管理者の証又は副安全運転管理者の証(別記様式第4号の6)を交付するものとする。</p> <p>(自動車の運転管理に関する教習)</p> <p>第11条の4 規則第9条の9第1項第2号に規定する公安委員会の行う自動車の運転の管理に関する教習を受けようとする者は、教習申請書(別記様式第4号の7)2通を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(認定の申請等)</p> <p>第11条の5 規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の規定による公安委員会の認定を受けようとする者は、安全運転管理者資格認定申請書又は副安全運転管理者資格認定申請書(別記様式第4号の9)2通を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>様式第4号の2(第11条の2関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>注1 安全運転管理者を選任したときは、15日以内に届出書(2通)、運転管理経歴書(1通)、住民票(1通)、運転記録証明書(自動車安全運転センター発行)(1通)及び写真3</p>	<p>5 前項の場合において、安全運転管理者等の氏名に係る事項を変更しようとするときは、同項の届出書に第2項第1号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(安全運転管理者等の証の交付)</p> <p>第11条の3 公安委員会は、前条第1項の安全運転管理者等の選任の届出書を受領したときは、安全運転管理者の証又は副安全運転管理者の証(別記様式第4号の6)を交付するものとする。</p> <p>(自動車の運転管理に関する教習)</p> <p>第11条の4 規則第9条の9第1項第2号に規定する公安委員会の行う自動車の運転の管理に関する教習を受けようとする者は、教習申請書(別記様式第4号の7)を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(認定の申請等)</p> <p>第11条の5 規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の規定による公安委員会の認定を受けようとする者は、安全運転管理者資格認定申請書又は副安全運転管理者資格認定申請書(別記様式第4号の9)を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>様式第4号の2(第11条の2関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>注1 安全運転管理者を選任したときは、15日以内に届出書を自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署へ提出してください。</p>

改正前	改正後																
<p><u>cm×2.5cm（2枚）を警察署へ提出してください。</u></p> <p><u>注2 届出事項（ 、 、 、 、 ）の変更を行う場合は、届出書（2通）のみで結構です。</u></p> <p><u>注3 略</u> 様式第4号の3（第11条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="232 603 1099 651"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p><u>注1 副安全運転管理者を選任したときは、15日以内に届出書（2通）、運転管理経歴書又は運転経歴書（1通）、住民票（1通）、運転記録証明書（自動車安全運転センター発行）（1通）及び写真3cm×2.5cm（2枚）を警察署へ提出してください。</u></p> <p><u>注2 届出事項（ 、 、 、 、 ）の変更を行う場合は、届出書（2通）のみで結構です。</u></p> <p><u>注3 略</u> 様式第4号の4（第11条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="232 1161 1088 1329"> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本籍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p><u>注 略</u></p>	略	略		本籍		住所		略		<p><u>注2 届出事項 の台数を計算する場合は、大型自動二輪車1台又は普通自動二輪車1台は、それぞれ0.5台として計算してください。</u></p> <p><u>注3 運転免許証の写しを添付する場合は、届出事項 については記載不要です。</u></p> <p><u>注4 略</u> 様式第4号の3（第11条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="1164 603 2031 651"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p><u>注1 副安全運転管理者を選任したときは、15日以内に届出書を自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署へ提出してください。</u></p> <p><u>注2 届出事項 の台数を計算する場合は、大型自動二輪車1台又は普通自動二輪車1台は、それぞれ0.5台として計算してください。</u></p> <p><u>注3 運転免許証の写しを添付する場合は、届出事項 については記載不要です。</u></p> <p><u>注4 略</u> 様式第4号の4（第11条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="1164 1161 2020 1329"> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p><u>注 略</u></p>	略	略		住所		略	
略																	
略																	
本籍																	
住所																	
略																	
略																	
略																	
住所																	
略																	

改正前	改正後														
<p>様式第4号の5（第11条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="232 300 1088 469"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>本籍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>注 略</p>	略		本籍		住所		略		<p>様式第4号の5（第11条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="1164 300 2020 469"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>注 略</p>	略		住所		略	
略															
本籍															
住所															
略															
略															
住所															
略															

様式第4号の6を次のように改める。

様式第4号の6（第11条の3関係）

安全運転管理者 副安全運転管理者 の証	
事業所名	
事業所所在地	
安全 運 転 管 理 者 等	氏名 （ふりがな）
年 月 日生	
年 月 日	
佐賀県公安委員会 印	

様式第4号の12を次のように改める。

様式第4号の12(第11条の7関係)

第 号

安全運転管理者 講習修了証書
副安全運転管理者

受講者

殿

道路交通法第108条の2第1項第1号の規定に基づく安全運転管理者等の講習を修了したことを証する。

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。